



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 172/2025年4月号

発行日：2025年4月18日

いよいよ春本番を迎え、皆様におかれましては、新年度を迎え新たな目標に向かって歩み始めていることと存じます。内閣府の景気ウォッチャー調査によれば「先行きについては、緩やかな回復が続くとみているものの、引き続き価格上昇の影響等に対する懸念がみられる。」との見通しであり、先行きは不透明な状況が続いております。企業活動においても、引き続き慎重な対応が求められる中、私どもも状況を見極めながら新たな挑戦に取り組んでまいります。

最新情報（2025年3月1日～2025年3月31日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 3月10日	意見	IASB 公開草案「引当金一時的を絞った改善（IAS 第 37 号の修正案）」に対する意見について	2024 年 11 月 12 日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）から、公開草案「引当金一時的を絞った改善（IAS 第 37 号の修正案）」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2025 年 3 月 7 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 3月26日	公開 草案	「非営利法人委員会実務指針「私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い及び監査報告書の文例」(公開草案)の公表について	<p>令和5年5月に公布された「私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）」により、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「私学法」という。）が改正されました。本改正により、令和7年度から、学校法人の機関設計に会計監査人が追加され、これに就任した公認会計士又は監査法人は、私学法に基づいて計算関係書類の監査（以下「私学法監査」という。）を実施することとなります。</p> <p>また、私学法の改正に関連して、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）も改正され、従前の助成法に基づく公認会計士監査（以下「助成法監査」という。）も見直されました。</p> <p>これらを受けて日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、私学法監査を行う際の留意点並びに助成法監査の変更点及び新制度下での留意点を整理し、新制度における独立監査人の監査報告書の文例について検討いたしました。</p> <p>なお、本実務指針の内容については、文部科学省と協議の上作成いたしました。</p> <p>このたび一通りの検討を終えたため、草案として公開し、広く意見を求めることといたしました。</p>	

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 3月3日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第92号「有形天然資源」に対するコメントの提出について	<p>国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board：IPSASB）から、2024年10月24日に公開草案第92号「有形天然資源」が公表され、広く意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2025年2月28日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。</p>	—
2025年 3月3日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）	国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）の国際公会計基準審議会（International	—

		サステナビリティ報告基準 公開草案第1号「気候関連開示」に対するコメントの提出について	Public Sector Accounting Standards Board : IPSASB) から、2024年10月31日にサステナビリティ報告基準 公開草案第1号「気候関連開示」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2025年2月28日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	
2025年 3月26日	研究 報告	「公会計委員会研究報告第20号「国際監査基準 公的部門特有の考慮事項の検討」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（公会計委員会）は、2025年3月18日に開催された常務理事会の承認を受け、同日付けで「公会計委員会研究報告第20号「国際監査基準 公的部門特有の考慮事項の検討」の改正について」を公表しましたのでお知らせします。 今回の改正は、本研究報告を公表した2013年以降に改正されたISAや監査基準報告書等の改正を踏まえ、記載内容を見直したものです。併せて、地方独立行政法人の監査に関する記載も追加いたしました。 なお、ISSAI（最高会計検査機関国際基準）に関する記載内容を検討の対象外とし、研究報告全体のスリム化も行っております。	

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2025年 3月24日	意見	「会社計算規則の一部を改正する省令案」に対する意見について	2025年2月5日に法務省民事局参事官室から「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該省令案に対する意見を取りまとめ、2025年3月6日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

2025年3月31日に防衛特別法人税に係る規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が国会で成立しました。これにより、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税額に4%を上乗せして課税されることになりました。

2025年3月31日に終了する事業年度の決算にあたって当期税金に係る影響はないとされる一方で、税効果会計には影響します。税効果会計で留意すべきポイントは大きく2つあります。

1. 繰延税金資産及び負債に適用される税率が変わる

2026年4月1日以後に開始する事業年度の法定実効税率が変動するため、1つは法定実効税率が変わる、つまり繰延税金資産・繰延税金負債を算定するための税率が変わります。防衛特別法人税は法人税、地方法人税及び特別法人事業税（基準法人所得割）と同様に取り扱い、次の算式で法定実効税率を算定します。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率(標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率(標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}$$

※（注）防衛特別法人税の課税標準の計算において、法人税額から基礎控除額として500万円を控除することが予定されていますが、上述の算式においては考慮していません。

2. 税効果注記への記載

税率の変更により繰延税金資産と負債の金額が修正された場合は、その旨及び修正額を注記することが税効果会計基準で求められていますので、記載漏れのないようご注意ください。

本情報が2025年3月期の決算において、わずかでもお役に立てれば幸いです。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703